

事務連絡

令和2年5月8日

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局） 御中

各 

都道府県 指定都市 中核市
---------------------

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制について

障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）において、各都道府県に対し検討をお願いしているところです。

各都道府県においては、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障害者に係る相談又は受診に当たり、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますようお願いいたします。

なお、聴覚障害者については、帰国者・接触者相談センターへの相談や医療機関の受診に当たり、手話通訳者の同行等が困難な状況があることから、FAX、メール等の他、「遠隔手話サービス」（令和2年度補正予算に計上）や「電話リレーサービス」（公益財団法人日本財団が提供）等も活用し、適切な受診機会の確保に努めていただきますようお願いいたします。